

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係全庁庁	各府省庁からの検討要請に対する回答
沖縄県石垣市	1	水素に関する規制の緩和	<ul style="list-style-type: none"> ■ 大規模なCO2フリー水素製造設備を建設し、街や発電設備に水素を供給する ■ 水素ステーションに隣接した地点でCO2フリー水素を製造し、水素ステーションに水素を供給する 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 水素のコスト低下によりエネルギーコストが低下 ■ カーボンニュートラル社会の達成 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 距離の規制により一定の広さのある土地でなければ設置することができない ■ 水素設備のうち、製造施設（30Nm3/day以上）と貯蔵所（300 m3以上）は、危険物施設の製造所、貯蔵所、取扱所などに対し、20m以上の距離を確保することが規制されている。 ■ 高速で移動するFCVよりも、定置式の設備の規制が厳しくなっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 消防法 ■ 危険物の規制に関する規則第12条（高圧ガスの施設に係る距離） 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 高圧状態の水素の保管を容易にできるようにするため、水素の製造施設（30Nm3/day以上）及び貯蔵所（300m3以上）について、危険物施設の製造所、貯蔵所、取扱所などに対し、20m以上の距離の確保を不要とする。 	総務省	<p>ご要望に記載の保安距離は、危険物施設と高圧ガス施設相互の延焼を防止するための距離として定められています。</p> <p>ただし、市町村長等が高圧ガス施設との位置関係等から安全上支障がないと判断できる場合には、危険物の規制に関する政令第23条を適用して、当該保安距離を緩和することが可能です。その具体例については、「製造所及び一般取扱所に係る保安距離及び保有空地について」（平成13年3月29日付け消防危第40号）においてお示ししています。</p>
沖縄県石垣市	2	水素に関する規制の緩和	<ul style="list-style-type: none"> ■ 大規模なCO2フリー水素製造設備を建設し、街や発電設備に水素を供給する ■ 水素ステーションに隣接した地点でCO2フリー水素を製造し、水素ステーションに水素を供給する 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 水素のコスト低下によりエネルギーコストが低下 ■ カーボンニュートラル社会の達成 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 高圧水素や一定量以上の水素を製造・保管等するには資格保有者の選任が義務付けられており、資格保有者を配置しない遠隔監視による保管・作業実施が認められていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 一般高圧ガス保安規則第64条（保安統括者の選任等） ■ 労働安全衛生法施行令第6条第17号 高圧ガス(高圧水素ガス)について、作業主任者を選任する義務が規定されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 資格保有者の遠隔地からのリモートによる監視による水素関連設備の運営を可能とする。 	厚生労働省 経済産業省	<p><労働安全衛生法論点></p> <p>圧力設備に係る安全を確保するため、ボイラー及び圧力容器安全規則第62条の規定に基づき、高圧水素ガス、または一定量以上の水素ガスの製造・保管に係る第一種圧力容器の取扱いの作業については、第一種圧力容器取扱作業主任者を選任することが必要であり、ボイラー及び圧力容器安全規則第63条の規定に基づき、異常を認めたときは直ちに必要措置を講ずること等の職務が求められている。一方で、第一種圧力容器取扱作業主任者が選任され、第一種圧力容器取扱作業主任者の指揮の下でその職務を現場の一般従事者を実施させるなど、当該条文中に規定される職務が適切に遂行される限りにおいては、第一種圧力容器取扱作業主任者が現場に常駐することは求めていない。</p> <p>圧縮水素スタンドに関して、その技術基準については、見直し後も同等の安全が担保されることが証明されたものにあつては、適宜見直しを行っているところです。</p> <p>例えば、遠隔監視型のセルフ水素スタンドとして、従業者不在でも、有人スタンドと同等の保安水準を確保しつつセルフ充填を可能することについて、規制改革実施計画（平成29年6月閣議決定）を踏まえ令和2年8月に一般高圧ガス保安規則を見直し、一般高圧ガス保安規則第7条の4をはじめとする技術基準に適合していることを条件に、顧客自ら圧縮水素を充填することも可能となっています。</p> <p>また、従来、圧縮水素スタンドごとに選任することとされている保安監督者について、規制改革実施計画（平成29年6月閣議決定）を踏まえ令和2年11月に「高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）」にて、有人の圧縮水素スタンドに係る保安監督者の兼務を可能とする要件を整備を行っています。ただし、遠隔監視型のセルフ水素スタンドにあつては、現在その運用が開始されたばかりであり、今後、その実績を踏まえ、課題の整理等を行い、検討していくこととしています。</p>
沖縄県石垣市	3	水素に関する規制の緩和	<ul style="list-style-type: none"> ■ 大規模なCO2フリー水素製造設備を建設し、街や発電設備に水素を供給する ■ 水素ステーションに隣接した地点でCO2フリー水素を製造し、水素ステーションに水素を供給する ■ 住居に燃料電池を併設し、停電時にも電気を使える無停電シティの構築 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 水素のコスト低下によりエネルギーコストが低下 ■ カーボンニュートラル社会の達成 ■ 無停電シティの達成 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 貯蔵量の上限により、スケールメリットが得られない可能性がある 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 建築基準法施行令第116条（危険物の数量）、130条の9（危険物の貯蔵又は処理に供する建築物） 	<p>諸外国の事例等を調査し、過剰と思われる規制の緩和（貯蔵量の緩和、圧力上限の緩和などが実施されれば、タンク大型化やタンクの本数減少などを通じて建設費の削減が期待できる）（例えば保安距離や障壁の緩和をすることで狭小地での設置や建設費が下がることが期待される）</p>	国土交通省 経済産業省	<p>建築基準法第48条において、用途規制を定めており、その中で可燃性ガス等の貯蔵量の制限をしておりますが、同条ただし書き許可を活用することで、貴市のご提案は対応可能と考えられます。</p> <p>圧力上限の緩和、保安距離や障壁の緩和について、水素ステーションに関しては、規制改革実施計画令和2年7月閣議決定）に基づき、蓄圧器等の常用圧力上限圧力の見直し、障壁に係る技術基準の見直し等の中で検討を行っているところ。</p>
沖縄県石垣市	4	水素に関する規制の緩和	<ul style="list-style-type: none"> ■ 大規模なCO2フリー水素製造設備を建設し、街や発電設備に水素を供給する 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 水素のコスト低下によりエネルギーコストが低下 ■ カーボンニュートラル社会の達成 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 自ら防火施設や組織維持をする必要があり、コスト増の要因となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 石油コンビナート等災害防止法第15条～22条 	<p>諸外国の事例等を調査し、過剰と思われる規制の緩和（スーパーシテイ全体として効率的な消防組織の構築 AI技術等の革新でリモート監視等も容易となっていることに加え、水素を発生させる鉱物は常温個体であり、水素のストックを減らすことができ、危険度も低下させることが可能。</p>	総務省 経済産業省	<p>石油コンビナート等災害防止法（以下「石災法」）第2条第2項イ、同条第4項の基準に該当したとき、防災施設等（第15条～22条）の設置が必要となる。現段階では処理量等不明な点も多く、石災法が適用となるか判断ができない。具体的な仕様等が明らかになった際に、必要に応じて関係省庁に再度ご提案いただきたい。</p> <p>■ 適用の条件（石災法第2条関係） 【区域指定】高圧ガスの総処理量 2,000万立米以上/日 【第一種事業所】高圧ガスの処理量 200万立米以上/日</p>

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係全庁	各府省庁からの検討要請に対する回答
沖縄県石垣市	6	水素事業に関するルールの制定	<ul style="list-style-type: none"> ■ 都市ガスではなく、水素を導管にて供給する 	<ul style="list-style-type: none"> ■ カーボンニュートラル社会の達成 ■ 無停電シティの達成 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 水素導管供給に関する規格がないため事業開発を行えない（判断ができない） ※都市ガス導管に関する技術基準が基本的に適用可能であるものの、包括的に妥当性が評価されているものではない。また、水素導管供給に関する規格等も整備されていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ ガス事業法等 ※ルールが設定されていないため、このままでは事業化が難しいと思料。 	水素の導管供給についてのルールを構築する	経済産業省	<p>自家用の高圧ガスとして水素ガス供給を行う場合、液体を使用して常用圧力の1.5倍以上の耐圧試験を行うが、液体を使用することが困難な場合は1.25倍以上の耐圧試験を行う必要がある。また、ガス事業法に基づく供給を行う場合には、最高使用圧力の1.5倍以上の圧力での耐圧試験が必要となる。このように、同じ水素導管設備であっても各法において供給対象や使用用途等が大きく異なることからそれぞれ要求される技術基準を定めているところであり、統一的な基準とした場合、利用者が冗長な設備を抱えることによるデメリットが生じるケースも想定される。</p> <p>いずれにしても、現在、パイプライン輸送を含めた水素利用上の主要なバリューチェーンにおける規制内容、関連する課題、課題をクリアするための方法等について、経済産業省として整理しており、前述のようなデメリットも考慮しつつ、課題解決に向けた検討を進めていきたい。</p>
沖縄県石垣市	7	食のシリコンバレー〔食研究関連企業集積〕拠点により食の自給率向上・農産物輸出及び健康予防医療	<ul style="list-style-type: none"> ■ 沖縄薬草・野菜・果実由来の「エクソソーム」研究・創薬 効能効果が期待できる沖縄薬草・野菜・果実から、次世代シーケンサー・超遠心分離機等を用いて再生医療、難病の治療予防に有効なエクソソーム（細胞間情報伝達物質）を同定・抽出する。ゲノム情報をベースにしたデータサイエンスの手法で、効率的に効能効果・毒性診断・化学合成を推論するAI創薬で創薬にかかる時間を短縮。動物実験、臨床試験手続きの迅速化で世界に先駆け天然成分由来の新薬認可。 ■ 「全住人のゲノム情報とエクソソーム新薬を用いた難治性疾患治療・予防・再生医療・健康増進指導」 アルツハイマー型認知症、子宮内膜症、膠原病等の難治性疾患への治療・再生医療への効果期待大。 ■ 効能効果の高いエクソソームを持つ農作物の集約的栽培・輸出・栽培技術の輸出 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 最先端エクソソーム新薬による再生医療・難治性疾患の治療が可能となり、健康寿命の伸長・QOLの向上が実現する。国内に限らず、海外富裕層を対象とした医療ツーリズム、新薬・サプリメントの販売による経済効果も期待できる。 ■ 個々人のゲノム情報に基づいた個人別予防医療・食事療法・運動療法等が実現し、医療費・介護費の削減効果が期待できる。 ■ 医学的根拠を持った効能効果の高い農作物を食卓に提供することで、健康な食事の自給率を高める。農作物そのもの及び栽培技術の輸出もできる。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 場莫大な費用と時間・細密な手続きを要し、承認率の極めて低い現在の日本の新薬承認規制を緩和することが必要。 ■ 特に非臨床試験における安全性試験・毒性試験・均一性要件が、植物由来の創薬を困難ならしめている規制と考える。 ■ 医療健康情報DXの実現には、民間事業者による広範なデータ共有事業の実現が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ PMDAガイドライン ■ 1997年3月制定の厚生労働省令第21号「医薬品の安全性に関する非臨床試験の実施の基準に関する省令」(医薬品GLP/ 2008年6月改正・第114号)。2005年3月制定の厚生労働省令第37号「医療機器の安全性に関する非臨床試験の実施の基準に関する省令」(医療機器GLP/ 2008年6月改正・第115号) ■ 再生医療等製品の安全性に関する非臨床試験の実施の基準に関する省令(平成二十六年七月三十日)(厚生労働省令第八十八号) ■ 医薬品の臨床試験及び製造販売承認申請のための非臨床安全性試験の実施に関するガイダンス 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 植物エクソソームは①化学組成・構造・機能の点でヒトエクソソームとほぼ同一である②食品を通して日常的に経口摂取している③消化管から血中に移行し、体内に恒常的に存在している④抽出・精製・投与プロセスがシンプルで、物質混入や創薬での合成物添加などの可能性はない。これらの特性に鑑みて、安全性試験は省略できると考えるのが合理的であり、原則として全項目の撤廃を求める。したがって、安全性試験のうち一般毒性試験に含まれる急性毒性試験（単回投与毒性試験）や慢性毒性試験（反復投与毒性試験）についても撤廃を求める。最低限の非毒性を担保するという観点から、安全性試験として一般毒性試験のみは必要であるとする。 ■ エクソソーム内に含まれる有効成分であるマイクロRNAやタンパク質の組成は、同じ植物種であっても日照・気温・施肥・土質など生育条件の違いによって容易に変動する特性を考慮して、一般的な化学物質の医薬品などと同レベルの均一性を要求する規制の撤廃・緩和が特に必要。 	厚生労働省	<p>医薬品の臨床試験を行う際にどのような非臨床安全性試験が必要になるかについては、当該医薬品の特性、過去に実施された非臨床試験・臨床試験の結果等を踏まえて、総合的に判断されるものです。個別の医薬品の臨床試験の実施に当たって必要な非臨床安全性試験の種類や内容については、医薬品医療機器総合機構（PMDA）において相談を受け付けていますので、必要な科学的なデータ、文献等を開発者より提示していただいた上で検討されるべきものと考えます。</p> <p>なお、「安全性試験のうち一般毒性試験に含まれる急性毒性試験（単回投与毒性試験）や慢性毒性試験（反復投与毒性試験）についても撤廃を求める。最低限の非毒性を担保するという観点から、安全性試験として一般毒性試験のみは必要であるとする。」と記載がありますが、一般毒性試験とは、単回投与毒性試験及び反復投与毒性試験を総称するものと考えますので、要望内容について明確化が必要です。</p>
沖縄県石垣市	8	IISHIGAKIグリーンアカデミー 構想	<p>クリエイターズビレッジ 映像音楽のアーカイブ・データベースを基に新エンタメを創出する場を構築</p> <p>1) 映像音楽アーカイブ 沖縄の写真、音楽、映像のアーカイブを置くとともに、NHKアーカイブス（埼玉県川口市）、放送ライブラリー（神奈川県横浜市）のテレビアーカイブのバックアップ施設を整備する。許諾不要で複写・蓄積できる特区とし、コンテンツを拡充していく。</p> <p>2) 映像音楽データベース アーティスト情報を軸にメタデータを付与したデータベース「アーティストコモンズ」を誘致する。</p> <p>3) 「こだけ」シアター 1) のアーカイブ作品や権利者不明映像を含め、許諾なく視聴することのできるシアターを構築する。</p> <p>4) 二次創作劇場 1) のアーカイブ作品などを基に作る二次創作作品、パロディ、シンクロなどを許諾なく上演できる場を構築する。</p> <p>これらを通じ、新しい芸術文化の創生、新エンタメ産業の形成、エンタメ人材の育成に寄与する</p>	<p>既存の映像、音楽アーカイブ、データベースを自由に二次利用することにより、新たな作品を制作するとともに、過去の作品の価値を最大化できることとなる。加えて、ID整備をすることにより、作品単位だけでなく、作家、プロデューサー、出演者などの単位で横断的に検索することが可能になり、放送・展示、研究などでの利用に寄与する。さらに、二次創作のためのプラットフォームを形成することとなり、新しいエンターテインメント人材の育成に大きく資するものである。</p>	著作権、著作権隣接権を侵害しないための許諾の必要など	<p>著作権法第31条、44条、63条、86条、102条など</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 関連法令 ・ 現行著作権法（図書館等における複製等）第31条（放送事業者等による一時的固定）第44条（著作物の利用の許諾）第63条（出版権の制限）第86条（著作権隣接権の制限）第102条 ・ 令和4年1月1日施行法レコード・レコード実演の利用円滑化【第94条の3、第96条の3関係】映像実演の利用円滑化【第93条の3、第94条関係】 	構築するアーカイブ、データベース、シアター、劇場における権利制限の緩和	文部科学省	<p>著作権は私権であり、許諾なしで使用できるような制度改革は困難ですが、現在、文化審議会過去において、コンテンツのアーカイブや配信等の新たな利用などについて、その著作権者等の探索も含む権利処理コストが高いとの意見があることを踏まえ、現在、簡素で一元的な権利処理が可能となる仕組みを検討しており、令和3年中に一定の結論を得て、令和4年度に所要の措置を取ることになっております。</p> <p>また、この仕組みの実現のために、アーティストコモンズ等の取組を参考にしつつ、分野を横断した権利情報データベースを構築を検討しております。</p> <p>なお、著作権については、日本の著作物だけではなく世界中の著作物を保護する必要があり、その権利の扱いについては、条約との整合性を取ることが必要です。</p>

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係全 省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答
沖縄県石垣市	9	IISHIGAKIグリーンアカデミー 構想	<ul style="list-style-type: none"> ●自然体験、デュアルスクール 住民票を移転せずに、都会と地方の複数の教育機関でそれぞれ地域特性に応じた教育を組み合わせ提供 ●技能四教科学習、ワークショップ工房、オンライン教育 科目や時間数の制限に弾力的に対応して、世界各地の多様なオンライン教育をカリキュラムに組み入れ、編成 ●デジタル体験教育、ICT×エンタメ、eスポーツシアター 科目や時間数の制限に弾力的に対応して、体験型の授業を広く地域社会で多様な主体と連携して実施 	エコロジーとデジタルが融合する新たなグリーン環境のもと、豊かな自然を活用して、未来のクリエイターの育成と新たな超世代エンターテインメントを創造する、遊びと学びの場を創造する。	学習指導要領等に基づき、科目や時間数の制限があり、学校はカリキュラム編成に制約がある。	「学校教育法施行規則」学習指導要領	学習指導要領に基づき、科目や時間数の制限に弾力的に対応して、学校独自のカリキュラム編成を可能化する。	文部科学省	<p>「インターナショナル中高一貫校の一条校の認定」及び「学習指導要領等に基づく中で、本校独自のカリキュラム編成」の示すところが明らかではないため、現時点で明確な回答は難しいですが、独自のカリキュラム編成については、現行制度でも既に、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学習指導要領において示している内容に関する事項は全て取り扱わなければならないとした上で、学校において特に必要がある場合は、児童生徒の学習状況に応じ、学習指導要領に示していない内容を加えて指導すること ・教育課程特例校制度を活用し、要件を満たした上で、例えば、ある教科等の授業時数を削減して新教科等を創設するなど、特別の教育課程を編成することが可能となっているところ、まずは本提案の実現に向けて、現行制度において実施不可能又は困難となっている事柄及びその理由について、お伺いさせていただきます。